

令和4(2022)年度第1回川崎市民間活用推進委員会 議事録

日 時 令和4年8月4日(木) 午前10時00分～午前11時37分

場 所 川崎市役所第3庁舎18階 講堂(WE B会議)

出席者 委員 安登会長、朝日委員、伊藤委員、稲生委員、川崎委員
市 側 石渡総務企画局行政改革マネジメント推進室長
窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
大平総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
遠藤総務企画局行政改革マネジメント推進室職員
早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
外山市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課担当係長

開 会

1 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) ソフト事業等における民間活用の取組状況(協定関係)について
- (3) 令和4年度川崎市民間活用案件について
- (4) 令和4年度民間活用推進委員会の審議事項について

2 その他

閉 会

【配付資料】

- 資料 1 ソフト事業等における民間活用の取組状況(協定関係)について
- 資料 2 令和4年度川崎市民間活用案件について
- 資料 3 令和4年度民間活用推進委員会における審議事項(予定)
- 参考資料1 川崎市附属機関設置条例(抜粋)
- 参考資料2 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(抜粋)

公開及び非公開の別 一部非公開

傍聴者 0名

議事

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の窪田でございます。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の委員会は、感染症拡大防止の観点から、Web会議システムを併用した委員会とさせていただきます。そのため、事前に送付させていただきました、Zoomによる民間活用推進委員会開催に当たる留意事項に記載させていただきましたとおり、幾つかお願い事項がございますので、御協力をお願いいたします。

特に質疑の際には、まず直接挙手していただくとともに、お名前をおっしゃっていただければと思います。その後、会長による指名の後に御発言いただきますようお願いいたします。

また、委員会の進行中、音声や画面上のトラブルがあった際には、チャット機能や、あるいは事前に御連絡させていただいた携帯電話連絡により対応させていただきます。

次に、本日の委員会でございますが、後ほど議題1で非公開の議題についてお諮りいたしますけれども、冒頭の議題1及び2につきましては公開とさせていただきます。市民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材につきましては許可とさせていただきますので、御了承いただきたいと存じます。

また、委員会終了後、議事録を作成いたしますが、委員の皆様には御確認いただいた上で、公開の手続を進めさせていただきたいと存じます。

次に、本日の配付資料でございますが、次第、それからその下に出席者一覧などのほか、資料1から資料3、また参考資料1と2を配付させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、開催に当たりまして、行政改革マネジメント推進室長の石渡より御挨拶申し上げます。

石渡総務企画局行政改革マネジメント推進室長

おはようございます。行政改革マネジメント推進室長の石渡でございます。

着座にて失礼いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度におきましては、民間活用推進方針に基づく取組につきまして、様々な御議論をいただきまして、また、民間提案の審査部会への御参画をいただくなど、委員の皆様方には多大なお力添えをいただきまして、誠にありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

さて、本年度は、等々力緑地の再編整備運営事業等、それから、地域エネルギー会社の設立など、大きな事業に対する事業者選定を行う年となっております。新型コロナウイルス感染症の影響もまだまだ続いておりますけれども、社会情勢を踏まえながら、本市における民間活用の取組をしっかりと進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ、委員の皆様方の様々な御知見からの御意見をいただければと思っております。

本日は、ソフト事業に関わる取組についての説明のほか、今年度からお諮りすることといたしました、今後の実施予定の事業などにつきましても御説明させていただきますと存じます。長時間の会議になりますけれども、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、今年度、初回の委員会でございますので、市側の出席者を御紹介させていただければと思います。

初めに、総務企画局でございますけれども、先ほど御挨拶申し上げた、行政改革マネジメント推進室長の石渡でございます。

石渡総務企画局行政改革マネジメント推進室長

よろしくお願ひいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
続きまして、担当係長の大平でございます。

大平総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
大平と申します。よろしくお願ひします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
担当係長の大槻でございます。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
大槻でございます。よろしくお願ひいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
担当職員の遠藤でございます。

遠藤総務企画局行政改革マネジメント推進室職員
遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
続きまして、市民文化局でございますが、コミュニティ推進部協働・連携推進課長の早川でございます。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
すみません、皆様。よろしくお願ひします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
担当係長の外山でございます。

外山市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課担当係長
外山と申します。よろしくお願ひいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
ここからは、会長に議事進行をお願ひしたいと存じます。安登会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

安登会長

はい、承知いたしました。

委員の皆様、事務局の皆様、おはようございます。本日も早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、先ほどもお話がありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応ということで、Web

会議システムを併用した委員会となっておりますが、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、ソフト事業等における民間活用の取組状況等について、御説明があるものと思います。委員の皆様におかれましては、自由闊達な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、早速次第に従って進めてまいりたいと思います。

次第を御覧いただきたいのですが、議題の（１）会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

事務局でございます。

本日の会議の公開についてでございます。

本日の参考資料２でお付けしております、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例でございますけれども、こちらを御覧いただければと存じます。

本会議につきましては、この条例の第３条がございますとおり、原則公開としているところでございますが、本日の議題の中で、１の（３）及び（４）につきましては、まだ市内部での協議の過程にある案件が含まれておりますことから、この条例の第５条第３号の「市の機関における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」というものに該当し得るということで、非公開とさせていただきたいと存じます。

したがって、傍聴も、今現時点ではおりませんけれども、議題１の（３）以降は行わないことといたします。

一方で、会議録等については、従前どおり、委員の皆様の御確認をいただいた上で作成いたしますし、また、資料の情報公開等請求があった場合につきましても、会長と事務局で協議の上、資料ごとに公開の可否を判断してまいりたいと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、今回の委員会の議題１（３）と（４）、令和４年度川崎市民間活用案件について及び令和４年度民間活用推進委員会の審議事項については、まだ検討中であるということもありますので、事務局から説明がありましたように非公開とさせていただきたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（なし）

安登会長

ありがとうございました。それでは、議題１（３）と（４）は非公開として進めていきたいと思います。

なお、資料につきましては、事務局と協議の上、資料ごとに公開、非公開の判断をさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

１の（２）ですね。ソフト事業等における民間活用の取組状況について。次第には（協定関係）と書いてございますが、これについて、市民文化局から説明をお願いします。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

はい。協働・連携推進課の早川が御説明いたします。

資料を見ていただいて、協定関係とございますが、まさに協定関係のお話でございます。

民間活用推進方針の中で、協定等、協働連携事業等については、「レビュー」と位置づけて取組の効果が得られているかどうかを定期的に確認するとしております。

「レビュー」とはどのようなものかという点、改めて御説明しますと、監視的なモニタリング、ネガティブなというわけではないですけれども、やっているかどうかという確認を逐一やるわけではなく、よりよい事業の実現に向けて、あくまでこれは市民と企業との協働作業ですので、取組による効果が得られているか、それぞれ描いた目標であるとか、取組の方向性の中で改善する余地はないかについて、定期的に確認し合うといったことにさせていただいているということでございます。

こうしたことから、我々、協働・連携推進課は、協定というのは様々な形態がございまして、単なる契約書にすぎないものから、いろいろなレベル感のものがありますので、協定全部ではなくて、協定の中で、企業、民間の方との連携に着目した形で、全庁的に調査を行い、全庁的な把握をしているといった形になってございます。

ですので、全量ではないことは少し留意いただきながら、その中で、我々として、毎年調査をしております、本年度分析をしていると。分析をする中で、今後、「レビュー」等も含めて、少し全庁的な調整をしていきたいなということがございますので、その辺りの御説明をしたいと思います。

資料の中の2番ですね。本市における民間等との連携状況についてということでございます。「民間企業等との協働によって地域課題の解決を図ることを目的とした協定」に関する取組の状況調査ということで、その傾向の把握、分析を行ったと。

協定の締結数ですね。平成28年から調査をしている中で、右肩上がりに増えているというものです。令和3年度に至っては、前年度から約40件増えて、427件となっております。数が多ければいいとは思ってございません。何で増えたのかという、要因の分析でございますが、平成28年度から、大きな地震であるとか、災害協定が少し注目をされたこともあって増加傾向が始まったと。加えて、近年ではSDGsに関する取組の拡大という中で、企業様のほうからSDGsを取り組むに当たって行政との協定を望まれるといったことがあってのものが増えてございます。また、これは本市のスタンスでございますが、地域包括ケアシステムを官民連携で推進していくということで、高齢者等見守り関係の協定も増えているという状況でございます。

資料の右側のほうに目をお移しいたいて、協定に関する種別というか、分類をさせていただいたものが(2)でございます。

いわゆる協定も様々な形態がございまして。個別協定、災害時協定、包括協定というふうに三つに分けさせていただきましたが、一番上の個別協定は、個別具体的な、いわゆる担当の局が一つ、担当の課が一つのよう、個別なものに対して、企業さんと一つの協定を結ぶというものです。そういったものがございまして、これが239件あります。

災害時協定、これは災害時に何か起きたときに協定が発動するというもので、ふだんは眠っているもの。毎年毎年その協定が有効かどうかの確認は、連絡を含めてやりますが、災害時協定を結んだからといって日頃から何かやるというよりは、災害時に何か起きたときに発動するというようなものです。これが175件ございます。

それから、包括協定というものがございまして。包括協定というのは、どちらかという点と総論的なもの、一旦は企業体やその他大きな組織と、川崎市とで協定を結んでおいて、その中でおおむね地域をよくするためといった、どちらかという点と総論的な話なんですけど、その中で個別な取組を結びつけていくといったものもございまして。これが13件ございます。

協定にも幾つか、おおむねそういった性格があるということを御説明させていただいて、その下にカテゴ

りとございます。個別協定であつたり災害時協定であつたり包括協定の中にも、様々な要素を含んでいるので、その要素を少し抽出させていただいたものです。

一番多いのが生活・福祉に関すること。この中には災害時協定も含まれています。例えば被災者支援、災害時に何かあったときに物資を提供するといったものもあつたり、日常的な取組では、先ほど少し触れました高齢者の見守りというもの。例えば、新聞の配達員の方が、地域で気になる方がいたときに、それを保健所につなぐといったものを、実際に運用されていて、かなり効果も上がっております。その他、最近増えてきたものとしては、真ん中辺り、地域振興といったところで、昨年度15件だったものが5件増えてございます。こちらは、いわゆるSDGsとかそういったものを、例えばスポーツチームが結ぶといった事例も報告されているところです。

総じて一番下のところの説明に分析が書いてあるのですが、全体の約4割が「生活・福祉」に関する協定であるということ。そして、災害時協定の割合が多いと。それは緊急、情報収集・活用とありますが、これは何かというと、災害時に、本来であつたら情報の取り扱いとしては難しいものですが、災害時という条件下において、そういうセンシティブな情報をいただくという、例えば消防の救急の情報だとか、そういったものの取扱いを定めたものがございます。そういったおおむねの傾向があるといったことでございます。

資料、裏面に移らせていただきます。

そういった全体的な傾向のある中、昨年度も少し御報告させていただいたんですが、協定に基づく取組について、具体的に動いているものをお示ししたものが、裏面のとおりです。今回、協定によらない取組事例というものも挙げさせていただきました。後で触れさせていただきますけれども、協定を結ぶから初めてできる連携というものもあれば、一方で、協定を結ばなくても、日頃から企業の方々の御厚意によって支えられているものもあって、協定を結ぶか結ばないかについては、川崎市の思いもあれば、企業様側の御意向もあって、必ず結ぶというわけでも、必ず結ばないというわけでもない。ただ、こういった協定によらない取組が、今後協定を結んだほうがより実効性があるだとか、協定を結ぶと協定を実行する、担保するという意味で、寄与している部分もございますので、そういった取組もあるということを少し御案内をさせていただきたいというふうに考えてございます。

三つほど挙げさせていただきました。

まず一番上、子ども食堂寄贈品の物流支援についてということで、昨今、子ども食堂というものが、市民活動を中心に大変活発になっておりまして、根底にあるのはコロナをきっかけとした、子どもにご飯が十分与えられないという状況があつたり、それだけじゃなくて、人とのつながり、社会としてつながりを求めているといったことが背景にございまして、市民活動の中で、子ども食堂というものが結構増えてきているよと。その中で、子ども食堂を社会全体の支援の枠組として、何かできないかというところで動いているものでございまして、こちらにありますところ、市内の子ども食堂の方に、いわゆる企業の方がものを贈りたいといって、企業の方からはかなりたくさん物資を提供していただくんですが、一方で、子ども食堂というのは、どちらかというと市民活動、市民の自由な思いで造られてきたものがありますので、物流であるとか物資の保管場所であるとか、そういったものに十分なリソースがない部分がある。なぜかという、企業様からの物流支援が突発的であつたり、大量であつたり、賞味期限の定めがあつたりして、コンビニのように予測できる物流ではないというのが背景としてあるんですが、そういったことがあって、子ども食堂の方々、少し御苦労されていたといったところ、富士通様の会社の一部を御提供いただいて、物資の保管場所としておいていただいたりとか、マツダ流通様とありますけれども、これは物流会社の方が、実際に提供していただく企業のところに物資を取りにいただいて、それを物流、受け取ったものを持ってくるといったことをしていただきました。そういったものが、いわゆる企業の皆様の御厚意、市民活動の方の思い、間に入っている行政のつなぎということで、連携した事案として御紹介させていただいたところです。

二つ目、火災予防啓発への協力ということで、こちらについては、消防局の取組でございます。消防局というのは、地域に密着している消防団を含めて企業の方が多く参加されているということだけではなくて、いわゆる火災予防のために、協力の事業者との制度で、事業者様との協力、連携というのが大変深くございます。その中で、今回は防火の啓発のために地元の納豆を作っているお店に、啓発のメッセージを入れさせていただいた、単発的に入れさせていただいたと。こういったことは消防局としては日常的にやっている。じゃあこれが協定に必ず基づかなきゃいけないのかということ、そういうことではなくて、企業さんの御厚意もあって実現していて、義務感でやっている話じゃなくて、地域との協力にかけてやられていることでございます。

三つ目、町内会加入促進の協力が第一生命様でございます。第一生命様については、協定の中で、健康増進のための協定というものを結んでおります。ただ、第一生命様は、健康増進のための協定を結んでいるからそれだけをやりたいということじゃなくて、健康増進のための協定に基づく取組は企業の責務としてしっかりやりながらも、ただ一方で、時節に応じて柔軟に、市との協力関係、市へ協力をしたいということで、定期的に我々に御相談いただいております。その中で、今回、町内会加入促進のためのチラシを、第一生命様の費用でお配りいただいたというものでございます。こちらについても、単に協定をやらねばならんというもので調整をしてしまうと、どうしても書かれてあることをやろうとしてしまうというふうになる気持ちは行ってしまうのですが、一方で、協定を結びながらも緩やかな関係があると、企業さん側から、協定にとられない柔軟な提案をいただくということで、その辺りが協定事務の面白いところでもありながら、難しいところでもございます。

目を右側にお移しいただいて、民間企業との連携協定の見直し事例でございます。

こちらは、いわゆる協定内容を見直したということでございます。

もともと、この協定、大規模スポーツ広場のグラウンドの利用について、日本精工様と協定をしたと。ただ、そのグラウンドが、昭和大学さんに譲渡されたといったことがございました。そのタイミングで協定を改めて少し見直した結果、地域の方からの声もあったと思いますけれども、地域への貸出しのこまを増やすなりして、また貸出しの方向も抽選というような形に変えさせていただいて、区民の方がグラウンドを、以前よりも柔軟に利用できるようになったといったことがございました。

こちらについても、PPP推進方針のほうで「レビュー」とございませうけれども、そういった観点で、協定の見直しの際に、今までの、少し課題があったものを、一旦ちょっと棚卸しさせていただいて、少し運用の改善を図ってといったことがございました。そういったことも御報告させていただきます。

そういったことも踏まえまして、我々の協働・連携の立場での協定の管理の見直しということで考えていることを3点ほど挙げさせていただきます。皆様からの御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目ですね。協定書や覚書の集約化とございますが、これまでどちらかというと協定は、各所管課で個別管理をしていたといったことがございました。これは、我々も情報提供は受けていますが、より一層集約化するということもございます。その中で、定型となるようなもの、ひな形となるようなものについては、職員の庁内のインターネットで閲覧可能にしていくと。そして、その中で各部署が新たに協定を締結するときに事務作業の効率化につなげると。こちらについては既に着手をしておりますが、そういったことを進めていくといったことで考えてございます。

その次、公表方法の改善とあります。今、締結した協定の公表をしているんですが、先ほど、協定によらない取組の御紹介もしました。こちらについても、今後は公表していきたいなというふうに考えてございます。そのことで、より企業様側に対しても、我々の庁内に対しても、何も協定にこだわることなく、少し柔軟に、まずはお試しでやってみて、協定となるべきものは協定を結ぶし、そのままでいいものはそのままに

してという形で、少し裾野の充実を図っていきなというふうに考えてございます。

三つ目、民間活用推進方針策定前に締結した協定等の取り扱いとございますが、方針策定以後の締結した協定は、今、53件ございます。PPP推進方針ができてから53件、できる前は三百何件ございました。これについて、今後、5年程度たった時点で、「レビュー」を全庁的に実施いたします。

また、方針の策定以前に協定締結したものについても、PPP推進方針から5年という期間、提携していますので、その理念は分かっていたので、それも踏まえて、提携先の事業者さんと、状況を踏まえながら、「レビュー」に準じた取組を行っていただくように、協定の見直しなど改善を図れるように調整をしているといったものでございます。この協定の取りまとめ自体が、PPP推進方針ができる前からずっと続いているものですので、協定を遙か昔に結んだ人にとっては、「レビュー」という考え方自体もまだまだ分からない部分がある。無理に、やっていますかと確認しにいて、せっかく安定的に協力が得られているものが阻害されるようなことがあってはいけませんので、その辺りは丁寧にやりたいなと思ってございます。

すみません、雑駁ではございますが、私からの御説明は以上になります。

安登会長

はい、ありがとうございました。ただいまの、事務局による、ソフト事業等における民間活用の取組状況（協定関係）について、委員の方から御意見、御質問等を伺いたいと思います。挙手でもリアクションでも結構ですので、順不同で、御意見、あるいは御感想でも結構ですけれども、御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

稲生先生、よろしくお願いいたします。

稲生委員

すみません、よろしくお願いいたします。

先ほどの資料1の5番の(1)の協定書や覚書の集約化というところで、問題意識として、ここはとても大事なところかなというふうに思っております。

というのは、今回、委員会の名称でもありますけれども、要は、官民の連携、行政と民間の連携をどういうふうに進めていくかという観点からすると、東洋大学の根本先生が大分前に言っておられて、必ずしも学術的には正確ではないかもしれないんですが、ただ非常に伝わりやすい言葉で、こういったPPPとかPFIの枠組というのは、契約によるガバナンスが必要であるんだということを、彼はいろんなところで主張されておられて。そう考えていくと、何回かこの資料を拝読している中で、やっぱり協定って一体何を含んでいるのかということは、ある程度明確化していく時期に来ているのかなというふうに直感的には考えているわけです。

では、協定にどんなような中身を含めばいいのか。おそらくこの点については、法律の御専門でもある伊藤先生辺りからコメントいただくのが一番的確かとは思いますが、まず、先ほどの御説明にもありましたとおり、協定の内容というのが非常に多様なものを含んでいるわけですね。これは1ページ目の2番の(1)の②のところにもありましたが、生活・福祉といったようなものから防犯に至るまで、非常にたくさん種類があります。ですから、抽象化された定型フォームというものをつくるとなってくると、やっぱりあまり意味がないのかなと、こうも思うわけですね。ですから、仮に協定の定型化ということ将来取り組むのであれば、表にあるような、ここまで細分化する必要はないかもしれませんが、ある程度類型化を図っていくということも必要なのかなと思います。

じゃあ協定で中身として何を書き込んでいくんだというときに、民法の契約みたいなことで縛るのは、多

分自由度がなくなってしまうので、双方にとって、行政にとっても民間にとってもちょっと窮屈になって、逆に協定を阻害してしまうこともあるかもしれませんが、ある程度双方の当事者の、行政と民間側ですが、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、仮にそれを役務という形で呼べるのなら、提供する役務をある程度明確化していく。例えば、先ほどの子ども食堂というものを、もし協定を結ぶのであれば、どういうタイミングで、どういったようなサービスを物流業者が提供するのかといったようなことを、一定程度明確に協定に盛り込んでいくのがいいのかなと、こう思います。

こういう明確化によって、将来の紛争の防止であるとか、様々な負の側面も防止できるということもありますし、また、今回御説明いただきましたけれども、その協定の中身を、ある時期になって、サンセット方式のように、一旦ゼロベースで見直すといったようなことも必要になってくると思いますから、そういったような見直し条項も盛り込んでおくことによって、ただ協定の数が増えていけばよいというわけではないといった問題意識から考えますと、意義のある協定を、どんどん発展させる、増やしていくということが本来の目的であるとするならば、見直し条項的なものも協定に含んでいくのかなと思った次第です。

割と雑多なことを申し上げましたけれども、私からのコメントは以上でございます。よろしく願います。

安登会長

ありがとうございました。事務局から今の稲生先生の御指摘について何かコメントがございましたら伺いますが、いかがでしょうか。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

先生、ありがとうございます。集約化する、あとグルーピング化してみんなが見られるところに置くというのは、協定であるならば、こうせねばならぬというものがなかなか決めづらい中で、集合知といいますか、この手の協定であればこれぐらいのことは書いておくものですよというようなものを示すためには、市民の方も含めて企業の方も、自分たちが協定を結びたいと思ったときに、これぐらいのレベル感で書いていくというのをいかに高めていけるのかなというところが一つのテーマかなと思っていますので、我々としても、協定という、様々な部署が、様々な事情で、様々な規模感で結んでいくものに対して、統一的なルールを決めたとして、そこから外れるものが増えてしまう、一方で、群集心理のようなものもうまく使いながら、あるべき方向に寄せていくようなマネジメントは必要かなというところで、大いに参考になったというか、勇気づけられたところでございます。

また、具体性についても、我々、協定の相談を受けるんですが、必ず書いてくださいということは言っております。実際には、企業様から、まずは協定締結というお話の中で、具体性が欠如するといったこともあるのですが、我々としては、具体的に何をしますかというところをしっかりと確認することが、協定を結ぶ前の段階で必要なことかなと思っていますので、そこの辺りはうまく「レビュー」の中でのじみ出していきたいなというふうには考えてございます。ありがとうございます。

稲生委員

すみません、もう一つ質問してよろしいでしょうか。

安登会長

どうぞ。願います。

稲生委員

そういう意味で、政府というか、各省庁が民間さんと文書を結んだりとか、そういう場面においては、いずれにしても法律・法規、あるいは彼らの内部的な規定ですね、こういったようなものに抵触しないかどうかということで、私が聞いたところでは、大体各省庁でいうと官房の文書課みたいなところ、法規課というかもしれませんが、こういったところがコントロールしているという話もあるんですけど、そうすると、川崎市さんの場合においては、具体的な協定を締結するときには、基本的には各所管課にお任せになっていて、それで、言ってみれば行政改革マネジメント推進室のほうでは、基本的には何か協定をコントロールするというような形で動いておられるわけではないということなんでしょうか。

それに関連して、そういう意味で、川崎市さんの、法規室というのがあるのかどうか分かりませんが、こういったところが協定を結ぶ際にコミットしているのかどうかという、この2点をさらに御質問させていただきたいと思います。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

まず、法制課のチェック等は受けておりません。川崎市に法制課というものがございしますが、協定締結に際し法律と文章をチェックするというのは、特段事務の中には入ってございません。部署によっては確認を依頼することがあるかもしれませんが、決められたものではないということです。

協定も、全ての協定を所管するという部署は残念ながらございまして、先ほど来、少しお伝えしましたが、協働・連携のための一つの手段としての協定として、我々のほうでまとめさせていただいているというのが実情でございます。

稲生委員

分かりました。ありがとうございます。私ばかり発言しても、ちょっと時間もないと思いますので、一旦ここで止めさせていただきます。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございます。庁内でもまた様々な検討をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他の委員の方から御意見を伺います。いかがでしょうか。

では、川崎先生、お願いいたします。

川崎委員

はい、ありがとうございます。川崎です。

私、以前、根本先生と同じ職場にいたんですけども、彼が言っている契約によるガバナンスというのは、金銭を伴う契約なので、ちょっとここの協定とは少し性質が違うのかなというふうに思います。

むしろこちらのほうは、これまで何となくというか、地域とのつながりでやっていたというのを、ある程度、いざというときにもある程度協力が見込めるという、出発点が多分逆で、協力したいという方々との、ある種のマッチングみたいなことをやっていたのを、文書にして、ある程度コントロールが効くような形にしたのが、多分協定書のほうだと思うんです。そういう意味で、いろいろあるんだと思いますが、実務的に、特に大学なんかもそうですけれども、包括協定なんて結ぼうなんてすると、いろんなセクションに手続をやらなきゃいけないので面倒くさいというのが正直なところなので、それは多分企業も同じで、手続が面倒なのでというところがあるんだと思います。そういう意味で、あまりがちがちにしないほうがいい

のかなというのは、私の意見でございます。

それで、その上でちょっと確認したいところなんですけれども、モニタリングというのは監視という意味よりも、定期的に意思疎通をするということが多分一番大事で、監視というネガティブな印象ではないかと思えますということですね。

質問のほうなんです、3に提携によらない取組事例というもので幾つか挙げられているんですけども、こうしたマッチングというのは、市のほうから何か積極的に情報発信をして、こういうのが足りないという形で関係を持ちつつということをやっているのかというのが一つ目の質問です。これはどれもかなり優良物件というか、どこの地域でもできればやってほしいと思っているところだと思いますので、その辺、聞きたいということが1個目。

2個目なんですけれども、5番の協定管理手法の見直しで、集約化のところなんですけれども、ここでの目的は、ばらばらにやっていたのを一元し、全体として見える化をしたいということなんだと思うんですけども、そうしたときに、例えば防災協定みたいなところで、地図に落とせないかというのが一つあって、つまり、いろんな形で民間と協力しているんだけど、空白地域みたいなものできていないかとか、じゃあそれを踏まえて、ある種の計画、防災計画や何かというのを見直す必要性はないのか、その辺の見える化の今後、その先のところについて、少し御質問をさせていただきます。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

はい。まず、民間企業様等への投げかけについてですけども、これはそれぞれの部署ごとに適宜やっているというのが実情でございます、例えば子ども食堂に関していうと、子ども食堂さんは、実はこの前イベントをやったんですけども、イベント自体の内容が、企業様にもう少し協力してほしいという投げかけの要素を含んでいまして、そこに対して我々として後援させていただいているところがございます。

消防については、御説明させていただきましたが、協力事業所であるとか、そういった消防、地域の防火を進めるための企業様の集まりもありますので、そこをお願いするといった形でやらせていただくというようなものです。

市で特段何かあれば、課題を出して、どこかホームページに置いておいてということもあり得なくもないんですけども、実際は川崎市の事業は、かなり様々な事業があるので、そこに1本で流したからといって響くかという、なかなか難しいところがあるなど。実際はジャンルごとに投げかけたり、御提案いただいたり。

我々のところにも、実は企業様から相談が来るんですけども、何をしたいか分からないけどまずは何かしたい、協力したいというところがあって、お話を聞いた上で、こういった部署かもしれませんねと部署に流すというのは一つの仕事になっています。個別具体的に協力したいとあれば、ほとんどの場合、直接その部署に行っていますので、そういった意味では、企業様のイメージとしても、事前にインターネットで調べたりして、関連しそうなところには相談に行っているというのが実情かなというところでございます。

二つ目の、防災協定なんですけれども、防災自体は、我々、協定全部とは言いながら、防災は防災で危機管理本部というところが協定を管理しているというところなので、危機管理の方針を踏まえないと、我々もなかなか発言としては難しいんですが、概要としては、危機管理本部の結んでいる防災協定については、地域防災計画の中に今位置づけられています。また、防災協定の見直しのあった際には、防災会議という、関

係機関を含めて、かなり大々的な会議をやって確認していると。地域防災計画の中で、いわゆる協定も含めて、地域の防災力が抜け漏れがないかということを確認していますので、地図に落とす、落とさないの話は分かりませんが、一方で、協定も含めて、シミュレーションであるとか防災力の確認というか、いざというときの対応の確認というのはされています。ですので、さらに突っ込んだ話は危機管理本部に聞かなきゃ分かりませんが、概要としてはそういった形になってございます。

川崎委員

ありがとうございます。これは防災に限らずほかの部署でもおそらく幾つか、環境とか、あるいはスポーツや何かでもあるかと思しますので、そういったことも含めてやっていらっしゃるということで伺いました。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございます。

じゃあ伊藤先生、お願いします。

伊藤委員

ありがとうございます。委員の伊藤です。

まず、御説明いただいた中で好事例を発信いただいたということで、これは以前一度こういうことをよりやっていただきたいというコメントをさせていただいていたと思いますが、進めておられてとてもよいと思います。

それから、協定によらない民間との事例を三つ挙げていただきまして、これも非常にいい活動だと思しますので、引き続き進められるとよいと思います。

意見としましては、こういった民間の一回限りの活動のようなものであっても、次につながるように、可能であれば協定書を結ぶというようなことが進められるとよりよいと思います。

ただ、協定書を結びましょうということになると負担がある会社もたくさんあると思うので、例えば川崎市さんとして、定型的にこういう協定書があります。1枚ものでこうですとフォームみたいなものを、民活の部署で作成してお持ちいただいて、ここここを埋めるだけで結べますと。例えば期間は5年で自動的に終わりますと。もし可能であれば、向こう5年間、これに沿って活動するというところでどうでしょうみたいなことをやるというのを、全ての部署に、こういう仕組みがあるのでちょっと検討してくださいということを進められると、今後の活動にもつながりますし、あと、民活の部署のほうにも情報が上がってきやすくなると思いますので、そういった情報の集約化の一介として、協定書の締結を推進する方向のことを考えられるといいかなと思います。

それから、今、大企業においては、CSRに着目している会社さんはたくさんあって、何をすればいいですか、何がしたいですみたいな御連絡があるというお話がありました。好事例の発信、あと協定書のひな形化のようなことをすることで、そういったときに、ではこういう分野で活動するというところで協定書を結ぶのはどうでしょうとつなぐ形で協定書を作っていくのもいいかなと思います。

ただ、協定書って、今、既に相当数あって、だんだん管理も大変になってしまうと。逆に協定書があることによって負担が増えるという部分もあると思うので、一定期間で一旦は終わると。もちろん更新はできるけれども、一旦終わるといような仕組みにしておくことで、民間サイド、公共サイド、いずれにおいても、先ほどサンセット方式というお話もありましたが、必ずチェックするタイミングが、何年かたつと来るという仕組みがあるのもいいのではと思います。

それから、先ほど協定書があまり抽象的になるのは避けたほうが良いというお話もあったかと思いますが、私見では、目的がはっきりしていれば、具体的にやることまでを協定書に全て盛り込む必要はないのかなと思っています。3年、5年、10年というふうに期間が過ぎると、民間サイドがやれること、あと公共サイドがやってほしいことというのも変わってくる場合があります。そのときに、都度、協定書を変更することになると、お互いの事務負担が大き過ぎると思います。他方、協定書は、お金を払って代わりに何々をするという対価性のあるものではなくて、民間が公共のためにこういう形で貢献しますという方針を示すような位置づけだと思いますので、この協定書が何を目指しているか、子ども食堂のためとかそういったことが書いてあれば、子ども食堂のために使いますし、一定程度の具体性はあったほうが良いと思いますが、実際にやることみたいなものは、別途計画書を都度取り交わすような形で書面化すれば十分だと思います。もちろん、民活の部署として、川崎市のために何かしますとしながらも、その何かが全く書いていない協定書はもちろんやめたほうが良いと思いますが、災害のときの緊急対応のために、当社が持っているこの場所を貸しますと、そのときには提供します、具体については例えば臨機の措置みたいな形で、川崎市の指示に従いますとか、そういう形になっていけば、抽象的な記載ぶりでもそんなに害にはならないのかなと思っています。

以上、私の意見です。ありがとうございました。

安登会長

ありがとうございました。事務局からコメント等ございましたら。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

はい。まず協定に基づかない取組についてですが、いわゆる一過性、それこそ納豆製造の事業所様が、今回だけねという形で掲載いただいたものを協定書というのは、かなり現実から遠いかなと思っています。実際は、我々も協定を結ぶに値する、継続性が担保できるのであれば、協定という形で結んだほうが良いのかなというふうには考えておりますので、これもケース・バイ・ケースではありますが、決して、協定によらない取組が、そのままずっと協定のないまま続くことが良いのか、悪いのかというのは、できれば協定という形で、地域に見せてあげたほうが良いかなというふうには考えているところです。

企業様のいろいろな御相談を受ける中で、それで我々も市との協定であるとか、そういったものも踏まえて、各セクションには御案内はしているところです。

一方で、各セクションからすると、協定を必ず結ばなければならないとなると、実はひな形とかというよりも、結局、協定に伴って事業が増えたりしますので、そこらの案配も含めて、協定を結ぶ、結ばないの判断が行われます。実際、協定書を結ぶのは、どこかの部署のひな形を持ってくれば良いので、事務自体はそんなに大した話じゃないんです。ただ、市としての合意形成であるとか、事業を実施するに当たってどれだけの人が必要であるとか、それが政策に与える影響がどれぐらいあるのかということ踏まえて判断されるので、お試しでまずは連携するという余白を残しておいて、それが事業として有効であるならば正式に協定を結ぶなりという段を踏むという、そういった選択をされるストーリーも有効かなと思っています。

当然、よく中身の詰まらないものに協定を結ぶという事例も全くないわけじゃないんですけども、むしろ実効性があるかどうかを少し丁寧にしながら協定を結ぶか、それとも一過性の取組で一旦は終わるかというのは所管課の判断というか、我々としてもそれが妥当かなというふうに考えてございます。

あと、具体性に関してなんですけれども、我々が各部署に協定を結ぶ際、企業の方にも実際言っているのは、別に文言を具体的に書くという意味合いというよりは、どちらかというと、本当に協定書に書かれていることを具体的に実行し得るかというところの担保はしっかりやったほうが良いというふうに考えています。

それは別に協定書として文章が残らなくても、経過資料としては残りますので、そういった形で残ればよいので、やっぱり協定書自体は、後々、当然、時流の変化とか状況の変化で、具体的なAという事業はやっていただけれども、状況に応じてBという事業に変えたほうがむしろ効果的ということも多々ございますので、文言自体はそんなに個別具体的に、幾らやるとか、何%やるとかという話ではなくて、どちらかというところ、ある程度幅広く解釈できるようなものにしつつ、ただ一方で、具体的なストーリーが、関係機関も含めてしっかり合意形成できていなくて協定を結ぶと、結んだけれども実施できないということに陥ることが、リスクとしてありますので、そうはならないように各局にもお伝えしているところでございます。

すみません、お答えになっているとうれしいですけれども。

伊藤委員

伊藤です。ありがとうございます。

今の早川さんの御説明で、非常に効率的にできるように見守られているというか、導かれているということがよく分かりましたので、引き続き、続けていただければと思います。

以上です。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

朝日委員

よろしいですか。

安登会長

お待たせいたしました。朝日先生よろしく申し上げます。

朝日委員

はい、お願いします。

私も管理の手法見直しの2番の公表方法の改善のところは、委員の先生方と同じように思いました。

協定によらない取組が、これだけすばらしい草の根的なものもあって、御相談もあって進められているということで、公約方法を改善することで、御相談も増えると思いい、その場合に、受け止め方や受け止める体制をどうするのかというところを御質問したかったんですけども、今までもいろいろと御相談はあり、各部署なり、窓口なりに言って丁寧に対応されているということでしたので、今後増えていっても、また協定との兼ね合いですね。協定を結ぶ形にしたほうがよいのかどうかという、その誘導の兼ね合いについても、今まで御説明いただいたことで理解いたしました。

もう一つ、1枚目の企業の協定のほうのカテゴリについてなんですけれども、これはもしかしたらどこかで分析をされているかもしれないんですが、分野もなんですけれども、協定の相手方がどんな規模や性質の企業なのかということも、分析があるといいなというふうに思いました。

例えば、物流のニーズは、協定によらない取組もあって、今すごく物流が逼迫している中、また高騰している中、多いんじゃないかなというのもありましたし、あと、広報的なものは、ハードルがそれほど高くな

くできる部分もあるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、相手先の企業の規模だとか、もともとそういった公益的なことへの関与がどのくらいある企業なのか、あるいは、DXのような、情報をうまく活用して、こんなことができるじゃないかみたいな観点になってくると、そのスタートアップのような性質の企業の協力ということもあり得るかと思うんですね。

そういった意味で、協定先の企業の性質、特に新しいところは、こういった特質・性質を持ったところなのかということの情報を少し見ていくと、今後の展開に役立つ部分があるのではないかなというふうに思った次第です。

もし現段階で何かお分かりのこと、あるいは検討されていることがありましたら教えてください。よろしくお願いたします。

安登会長

ありがとうございました。事務局のほうからコメントございますでしょうか。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

はい。まず企業様のお名前については、公表させていただいています。要は、カテゴリ表で、分類しているわけじゃないですけど、協定ごとに全て企業名も含めて公表させていただいています。

先生の御提案で、少しなかなか悩ましいなと思ったのは、企業の規模についてなんですけれども、まず、結んだ会社様の規模を、四百幾つ、はかりにいくこともなかなか困難だなというところもありつつ、もう一方で、大企業であっても、川崎市内にある事務所の協力というふうに取り組んでいる企業様もあるんですね。また、社を挙げてやっただいているところもあって、一概に、例えば有名な会社だからといって、それなりに期待できるかという、必ずしもそうじゃないというのが実情としてあるので、規模ではかることも少し悩ましい課題がございまして、お名前と、そのカテゴリというものはお示ししているところが、今のところはちょうどいいのかなというところで考えてございます。すみません。

朝日委員

ありがとうございました。そうですね、そう思います。事務所レベルなんかだと、本当にどこの意思決定でそういうふうになっているかというところが、会社全体を見ていてもちょっと見えにくいところがあるかと思えます。

ただ、何かそういった取組をどういうレベルでやっているんだ、協定があるんだということが、何か分かりやすいというか、こういうことができるんだというふうな情報提供としては、ある程度どんな形でそれが成り立っているのかという情報が発信できるというふうなふうに思った次第です。すみません、ありがとうございます。

早川市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

ありがとうございます。

安登会長

一通り各委員から御意見、御指摘いただきましたけれども、以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ここまでの各委員からの御指摘と事務局からの御回答、御説明を踏まえまして、一言申し上げたいと思います。5番の(1)で書いておられますけれども、最近流行りの言葉でDX、つまり情報共有す

ることによって、業務の効率化とか、あるいはもっと進んで業務の広がりとかが出てくるということも期待できますので、この辺りは大いに進めていただければと思います。

それから、名前を公表するということについてですが、内緒にしてくれという会社さんは別として、名前を出してもいいよというところは、多分、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、CSRとか或いはネーミングライツなんていうものもありますけれども、やはり会社に対する市民の印象をよくしていくためには、色々な形でプレイアップしていただくのが、こういった裾野を広げていくためには効果的かなと思いました。

それから、協定の締結の仕方について様々な議論がありました。私の勤めていた大学でも、この協定というのは結構議論になりまして、期限を設けるとか、或いはある程度時間が経過したら失効させるということとかの工夫をしていました。それから、先ほど社内で稟議を回すのが大変だというお話がありましたけれども、差し入れ方式にすると比較的事務的には楽だとか、そのような議論をしていたことを思い出しました。

川崎市でも、その辺りは、庁内で議論していただいて、合理化するとか或いはもっと拡大していくということを工夫していただければと思います。

各委員から貴重な御指摘をいただきましたので、その辺りを参考にさせていただいて、引き続き取組みを進めていただければと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(以下、非公開)